

# 第 10 回

## 秋田市農業委員会総会議事録

令和 3 年 10 月 15 日 開 会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

## 第10回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年10月15日（金） 午後2時から午後2時32分まで
- 2 開催場所 秋田市役所正庁
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 17人

1番	佐々木 英 久	2番	武 藤 真 作
3番	関 正 美	4番	鈴 木 昇
5番	星 容 子	6番	相 場 堅 一
7番	佐々木 繁 明	9番	白 岩 勝 雄
10番	柴 田 ますみ	11番	鎌 田 悦 彦
12番	佐々木 和 昭	13番	齊 藤 善 彦
15番	加 藤 淳	16番	三 浦 宏 和
17番	伊 藤 洋 文	18番	佐々木 吉 秋
19番	加賀屋 慎 一		
- 5 欠席農業委員

8番	安 田 友 一	14番	藤 田 修
----	---------	-----	-------
- 6 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期決定
  - 第3 会務報告
  - 第4 議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
  - 第5 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
  - 第6 議案第40号 農用地利用集積計画(令和3年度第7号)に関する件
- 7 事務局職員

事務局長	小山田 邦 子	参 事	加 藤 康 則
副 参 事	伊 藤 弘	副 参 事	住 谷 真 人
主席主査	稲 葉 隆	主席主査	中 村 至
主席主査	勝 田 茂 満	主 任	富 岡 周 馬
技 師	小 林 素 子	会計年度	藤 坂 徹
- 8 書 記

主 任	富 岡 周 馬
-----	---------
- 9 議事録署名委員

13番	齊 藤 善 彦	15番	加 藤 淳
-----	---------	-----	-------

10 議 事

事務局 (加藤参事)	<p>それでは、ただ今から、令和3年第10回農業委員会総会を開会いたします。</p>
	<p>欠席の届出がありましたのでご報告いたします。8番安田友一委員、14番藤田修委員の2名でございます。委員定数19名中、17名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p>
	<p>会長ごあいさつの前に、お手数ですが、本日お手元に配付しております書類の確認をお願いいたします。</p>
	<p><b>【配付書類の確認】</b></p>
	<p>今回も新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスク着用や定期的な換気の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
	<p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p><b>【会長あいさつ】</b></p>
議長	<p>それでは、第10回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p>
	<p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がございますので、13番齊藤善彦委員、15番加藤淳委員をお願いいたします。</p>
	<p>次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。</p>
	<p>それでは、日程第3の「会務報告」に入らせていただきます。</p>
	<p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
9番白岩勝委員	<p><b>【第1区域部会の報告】</b></p>
1番佐々木英久委員	<p><b>【第2区域部会の報告】</b></p>
2番武藤真作委員	<p><b>【第3区域部会の報告】</b></p>
7番佐々木繁明委員	<p><b>【第4区域部会の報告】</b></p>
13番齊藤善彦委員	<p><b>【第5区域部会の報告】</b></p>
議長	<p>次に、会務報告2の「一般社団法人秋田県農業会議第66回常設審議委員</p>

議 長	<p>会」につきましては、私が報告します。</p> <p>【会務報告 2 の報告】</p> <p>次に、会務報告 3 の「令和 4 年度秋田市農業施策等に対する要望書提出」につきましては、事務局から報告をお願いします。</p>
事 務 局 (中村主席主査)	<p>【会務報告 3 の報告】</p>
議 長	<p>次に、会務報告 4 の「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」から会務報告 6 の「現況地目照会に係る回答について」までの 3 件について、事務局から報告をお願いします。</p>
事 務 局 (住谷副参事)	<p>【会務報告 4 から 6 の報告】</p>
議 長	<p>以上で会務報告の説明が終わりました。ただ今の会務報告につきまして、ご質問・ご意見があるかたはお願いいたします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、次に、日程第 4 の議案に入らせていただきます。</p> <p>はじめに日程第 4、議案第 38 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件、1 件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (稲葉主席主査)	<p>それでは、議案書の 1 ページをご覧ください。</p> <p>番号 1 です。申請人は <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。施設の概要は「農家住宅」への自己転用。申請者の住所、土地の所在、地目、面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>それでは、農地転用許可申請説明資料の 1 ページおよび 2 ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画については、「申請者は、現在アパートに居住しているが、老朽化した実家を建替え居住することとした。しかし、実家の所在地が土砂災害特別警戒区域に指定されているため、土砂災害警戒区域外であることや農作業の作業効率の観点から当該地を選定、転用しようとするもの。」です。</p> <p>立地基準については、農地位置は都市計画区域内の市街化調整区域。農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は、「第 1 種農地」です。</p> <p>第 1 種農地は原則不許可ですが、本件は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第 33 条第 4 号に規定する、第 1 種農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は自己資金。申請適格等は適合しており、過去の転用実績はなしです。</p>

事務局 (稲葉主席主査)	<p>工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和4年3月31日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分、一体として利用する農地以外の土地はそれぞれ該当がなく、土地改良区等からの意見書は、秋田市旭川筋土地改良区において地区除外済となっており、ありません。</p> <p>被害防除については、隣接に対する措置は土留め工事を行うこととし、排水計画は、汚水、生活雑排水は合併浄化槽、雨水は自然流下です。</p> <p>現地は令和3年10月4日に確認しております。</p> <p>なお、第1種農地の転用については、秋田県農業会議へ諮問することとなっているため、本議案について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。説明は以上です。</p>
議長	<p>それではここで、現地調査を行った熊谷裕幸推進委員から報告を受けた19番加賀屋慎一委員から報告をお願いします。</p>
19番加賀屋慎一委員	<p>19番加賀屋です。10月4日に熊谷推進委員から連絡があり、問題がないとの報告を受けました。私自身も申請人を知っており問題ないと考えていますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。</p>
一同	<p>なし。</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は、県農業会議への諮問の必要がある案件です。 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第38号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可相当にすることに決定いたします。</p>
事務局 (稲葉主席主査)	<p>次に日程第5、議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。 番号1です。譲受人は[ ]ほか1名。譲渡人は[ ]。施設の概要は「一般住宅」への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地の場所は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画については、「申請者は市営住宅に居住しているが、手狭になったことから、子供の通学区域が変わらないことや申請者の職場に近いことを考慮し当該地を選定、転用しようとするもの。」です。 立地基準については、農地位置は都市計画区域内の市街化調整区域ですが、秋田市宅地開発に関する条例において、一定の基準を満たす集落の区</p>

事務局 (稲葉主席主査)	<p>域として、誰でも一般住宅を建築できる区域、いわゆる「緩和エリア」に指定されており、農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は「第3種農地」です。</p> <p>一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は借入資金です。申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。</p> <p>工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和4年4月30日まで。転用行為の妨げとなる権利は該当なし。他法令による許認可の処分は、都市計画法第29条許可見込み。一体として利用する農地以外の土地は該当ありません。土地改良区等からの意見書は、仁井田堰土地改良区において地区除外済となっており、ありません。</p> <p>被害防除については、隣接に対する措置は建物の最高高さを6.27メートル、隣地境界から2.45メートルの離れとすることとし、排水計画は、汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下です。</p> <p>現地は令和3年10月4日に確認しております。</p> <p>なお、今回の転用案件は、第3種農地の転用であるため、秋田県農業会議への諮問は不要となります。説明は以上です。</p>
議長	<p>それではここで、現地調査を行った佐藤公誠推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。</p>
6番相場堅一委員	<p>6番相場です。10月4日に佐藤推進委員から問題ないとの連絡を受けました。私も報告を受けた後、現地を確認しておりますが何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は、県農業会議への諮問の必要がない案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第6、議案第40号、農用地利用集積計画（令和3年度第7号）に関する件を上程します。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (勝田主席主査)	<p>それでは、議案について説明します。 はじめに、所有権移転の1件についてです。議案書の4ページをご覧ください。この1件は、贈与によるものです。</p>

事務局 (勝田主席主査)	<p>番号1。贈与する方は■■■■、贈与の相手方は■■■■、耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>続きまして、利用権設定42件について説明いたします。議案書の5ページから63ページをご覧ください。</p> <p>番号1。借り手は■■■■、貸し手は■■■■。</p> <p>耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの賃借料、契約期間は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>このほか、合計42件のうち議案書7ページ、番号4以降の39件は、農地中間管理事業による利用権設定です。</p> <p>以上、令和3年度第7号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。</p> <p>ご質問・ご意見があるかたはお願いいたします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、初めに、所有権移転について採決いたします。</p> <p>所有権移転の1件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、所有権移転の1件について、原案のとおり決定することいたします。</p>
一 同	<p>次に、利用権設定について採決いたします。</p> <p>利用権設定の42件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、利用権設定の42件について、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>以上により、日程第6、議案第40号、農用地利用集積計画（令和3年度第7号）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。</p>
一 同	<p>これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p>
(午後2時32分終了)	